

社会福祉法人 恵 生 会

基本理念

「人と人」

ご利用者様とご家族様、ご利用者様と職員、ご家族様と職員、職員と職員、
互いを理解し、尊重し、支え合い、ともに過ごす。
人と人が出会い、人も人と互いを理解し支え合い、人に人が集まり笑顔に笑顔が集まる。
人と人 ともに。

基本方針

この施設を利用される皆様に、心地良く過ごしていただけるように、
この施設を利用される皆様に、安心して生活していただけるように、
この施設を利用される皆様に、その人らしく生活していただけるように、
ご利用者・ご家族の気持ちを大切に、ご利用者の生活を考えます。
この法人で働く職員は、常に笑顔で、お互いを尊重しあい、共に仕事にあたります。

平成29年度事業計画

「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱として、介護保険法等の一部が改正されます。

保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化がなされ、医療・介護の連携の推進等が組み込まれています。

神戸市では、平成29年4月より、「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されます。当初は混乱が予想されますが、あんしんすこやかセンターを中心に適正な情報把握を行い、デイサービスセンターにおいてもご利用者に安心してご利用いただけるように努めます。

また、高齢化が急速に進む中、今後一層の認知症高齢者の増加が見込まれ、誰もが認知症になりえることを踏まえ、認知症の人の意思が尊重され、地域の力を豊かにすることによって、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指すために「認知症の人にやさしいまちづくり条例」が制定されます。

当法人としても地域の力を豊かにするため、徘徊模擬訓練の継続実施、認知症サポーターの養成、高齢者安心登録事業の推進など、当法人の担える役目を実践していきます。

法人体制については、社会福祉法の一部改正に伴う定款変更の手続きも完了し、理事会、評議員会等の法人組織の在り方等の見直しを行い、今年度より新体制にて運営を行っていくこととなりました。ご入居者・ご利用者ファーストを念頭におき、適正かつ公正な運営につとめ、社会福祉事業等への計画的な再投資、財務規律の強化についても検

討していきます。

また、地域における公益的な取り組みを実施する責務として、更なる地域貢献の在り方が問われています。

前年度同様に、神戸市老人福祉施設連盟での取り組みへの積極的参加、及び、垂水区社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネットたるみ」の取り組みにも積極的に参画し、地域の高齢・児童・障害等の各福祉事業関係者と連携を深め、更なる地域貢献を継続的に実践していきます。

運営面では、特別養護老人ホームへの入所要件が要介護3以上になったことによる入院者の増加や在所期間の短期化、また、サービス高齢者住宅やグループホームの増加等もあり、入居者の確保が困難になってきていますが、稼働率の低下が利益率の低下に大きく影響してきています。入所施設については、早期に入居者を検討し、出来る限り空床期間を短期間にするように努めます。

職員については、介護業界全般で介護人材の確保が年々厳しくなっており、当法人としても人員確保が困難な状況が続いています。支障なく事業運営できるよう継続して人員確保に努めるとともに、介護職員処遇改善加算の改定に合わせて介護職員の処遇改善についても検討します。

防災・災害対策については、ご入居者、ご利用者、職員の安全・安心の確保を図るため、また、災害発生時に適切に対処できるよう、改めて防災・災害対策を見直し、防災設備の点検整備・避難訓練の実施・非常食の確保等、職員間で周知し、防災・災害に対する予防意識を高めるための研修・訓練を実施していきます。

各種研修については、高齢者虐待防止研修を定期的に全職員に対して実施し、ご入居者・ご利用者の尊厳を尊重するという当たり前のことを日頃から職員に意識づけ、不適切ケアの延長線上に高齢者虐待が存在することを認識し、虐待防止を徹底していきます。そのためにも職員同士が働きやすく発言しやすい環境づくりを目指します。

また、ご家族とのコミュニケーションを密にとり、信頼関係を築き、介護事故の発生を未然に防止していきます。

その他、今年度もよりよいケア委員会を中心として、ターミナルケア、感染症及び食中毒まん延防止等の定期的な法人内研修を実施するとともに、職員の外部研修への積極的な参加を奨励し、参加に向けての支援を行います。

感染予防については、ご入居者・ご利用者に安心して利用していただけるための環境づくりに努めるとともに、感染症が発生した場合には適切な対応が速やかに行われるように、感染対策委員会・医務室を中心に情報発信、マニュアルの見直し等を行い、職員に周知します。

情報の公開については、ホームページを定期的に更新し、情報発信及び情報公開に努めます。法人機関紙「ももだより」についても継続して発行します。

今年度も、高齢化が進み要介護者が増加していく中で、地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の高齢者福祉の拠点として、より良い法人・施設づくりに努めます。

【特別養護老人ホーム 桃山台ホーム】

【桃山台ホームショートステイサービス】

<介護職員>

1 基本方針

2階

- ・ 介護職のプロとして、ご入居者の言葉にならない感情や意志を、表情や仕草から読み取る事が出来るよう努める。担当職員を中心に、ご入居者一人ひとりの課題に対して職員全体で考え、ケアを共有することで新たな発想へとつなぎ、よりよいケアが出来るように努めていく。

3階

- ・ 対人援助という事を各々が理解した上で、責任ある行動をとる。介護職のプロである事を自覚し、改めて基本へと戻り行動する。
- ・ ご入居者の生活環境、職員間の良好な雰囲気づくりに努めていく。

2 介護計画

- ・ ご入居者にとって、施設での生活がより安心して過ごせるよう、個々のニーズに合わせたケアプラン作成を行い、ご入居者の残存機能を引き出しながら、役割や生活の変化が持てるように努める。
- ・ 生活に対する意向や望みを聴き取ることが困難なご入居者が多い中で、日々のケアの中から思いを代弁できるようなケアプランを作成する。又、可能な方にはご入居者やご家族の意向を伺い、個別性のあるケアプラン作りを行う。
- ・ ショートステイご利用の方にも、継続性のあるケアプランを作成し、安心して施設での生活が送れるように努めていく。

3 主な年間行事

4月	ドライブ	9月	敬老会	1月	新春カラオケ大会	
7月	七夕	10月	運動会	ドライブ	2月	節分
8月	夏祭り	花火	12月	クリスマス	3月	ひな祭り

4 クラブ活動

- ・ 華道
- ・ アクティブ
- ・ 書道
- ・ カラオケ

5 レクリエーション

- ・ 音楽療法
- ・ エアロビクス
- ・ 気功
- ・ 喫茶
- ・ マジック療法
- ・ 紙芝居
- 他

6 職員の技術・資質の向上について

- ・ 介護職員としての自己評価を実施し、個々の見直す機会とする。又、リーダーとの反省会も継続して行い、少しでも向上していけるよう努める。
- ・ 不適切ケアについての見直しを引き続き行い、自分達の言動や介護がよりよいもの

となるよう、考える機会をもつ。

- ・ 部署内で計画的に研修を行っていき、職員間で各項目についての学習をし、報告していく。

4月 認知症について

5月 倫理・プライバシーについて

6月 口腔ケアについて

7月 身体拘束・高齢者虐待について

8月 ケアプランについて

9月 事故対策について

10月 褥瘡予防について

11月 感染症について

1月 ターミナルケアについて

2月 認知症について

3月 災害時の対応、消防設備・その他機器の取り扱いについて
事故対策について

7 マニュアルについて

職員間でケアが統一できるようにマニュアルを整備する。

現状に即した内容であるよう、職員自身で見直し、必要部分に変更していく。

(年に1度9月見直し)

【サテライト特養 ももやまだい】

<介護職員>

1 基本方針

A (やまもも) ユニット

- ・ ご入居者、ご家族、職員全員にとって、居心地が良く穏やかで安心できる空間造りに努める。又、今まで通り、日々の関わり1つ1つを大切にし、コミュニケーションを密に取る事でより深い信頼関係の構築を目指す。
- ・ 職員間での連絡報告をしっかりと行い、情報共有する事で、統一したケアの提供に努めると共に、ご入居者の状態の変化にもいち早く対応ができるように努めていく。

B (つつじ) ユニット

- ・ 各ご入居者のADL状況・体調・生活スタイルに留意し、些細な変化にも対応し、よりよいケアを提供出来るよう努める。又、現在の生活がより自立したものになるよう、日々の生活にリハビリの要素を取り入れる。
- ・ 職員個々がよりよいケアを提供できるよう、介護技術・知識の習得のための情報収集に努める。

C (さくら) ユニット

- ・ ご入居者一人ひとりの生活リズムや希望を大切にし、ご自身の家庭と思ってもらえるよう、緩やかな時間枠の中で、ご入居者に自身で場面の決定をしてもらえるような声掛け、関わり方の工夫を行う。また、介護と医療のバランスを考慮しながら、予測される様々なリスクについて、未然に職員間で対応を検討し、共有しておく。
- ・ 職員は日常生活の時間の主軸がご入居者にあることを念頭に置きながら、改善が必要な業務の見直し、ケアの見直しを、一人ひとりが意識することでよりユニットケアの特性を活かすことが出来るよう努める。職員研修、定期的な不適切ケアの見直し、書籍による情報収集、具体的事例の情報収集等、知識の向上に努める。

2 介護計画

- ・ 一人ひとりのADL状況や生活に沿ったケアプランを考え、作成していく。又、ADLの変化時には早急にケアプランの見直しを行う事で、安定した生活を継続して送って頂けるように努める。
- ・ 定期的にモニタリングを行う事で、生活とケアプランの見直しをし、必要時には今の生活に沿ったケアプランに修正をする事でより充実した生活の構築を目指していく。

3 主な年間行事

4月 花見	8月 夏祭り	1月 初詣
5月 遠足	9月 敬老会・お月見	2月 節分
6月 運動会	10月 遠足	3月 ひな祭り
7月 七夕	12月 クリスマス・ルナリエ	

4 クラブ活動／レクリエーション

- ・音楽療法 ・琴 ・おやつ作り ・マジック療法 ・エアロビクス
- ・華道 ・茶道 ・カラオケ ・風見鶏(音楽ボランティア)
- ・外出(喫茶・散歩・ドライブ・誕生日) 等

5 職員の技術・資質の向上について

- ・ユニットケアの考え方について、意識の統一ができるよう、継続して学習していく。
- ・各ユニットで月に1回会議を行い、ユニット内での課題について検討する場を持つ。
- ・自己評価を行い、評価を元に各々見つめ直す機会を設ける。
- ・不適切ケアについての見直しを引き続き行い、自分の言動や行動について考える機会をもつ。
- ・計画的に研修を行い、職員間で各項目についての学習をし、会議の場で報告をしていく。

5月 倫理・プライバシーについて

6月 口腔ケアについて

7月 身体拘束・高齢者虐待について

8月 認知症について

9月 事故対策について

10月 褥瘡予防について

11月 感染症について

1月 ターミナルケアについて

2月 事故対策について

3月 災害時の対応、消防設備・その他機器の取り扱いについて
ケアプランについて

6 マニュアルについて

職員間でのケアの統一ができるよう、24時間シートを作成し、随時見直しを行う。
マニュアルについては、現状に即した内容であるよう見直し、必要部分を変更していく。(年に1度9月見直し)

7 地域との交流・その他

- ・運営推進会議を隔月に開催。活動状況を報告し、出席者からの意見を聞くと共に、地域住民との連携、協力が得られるよう努める。
- ・地域行事への参加、買い物、散歩等、地域へ外出する機会を持ち、地域との交流の場を多く持つよう努める。

【医 務 室】

1 基本方針

- ・ 安心して過ごしていただけるよう安全で安楽な看護を提供する。
- ・ ご入居者やご家族の意思、意向を尊重し、その人らしい生活が送れるように支援する。
- ・ 安定した状態が維持できるよう健康管理を行う。
- ・ 感染予防に努める。
- ・ 気持ちよく働きやすい職場環境作りを行う。

2 具体的内容

- ・ 観察を行い、体調把握及び体調管理に努める。
- ・ 健康診断、バイタルサイン測定、体重測定、定期検査の結果に留意し、異常の早期発見に努める。
- ・ 服薬管理を確実にを行う。
- ・ 嘱託医との連携を図り、適切な対応措置を行う。
- ・ ご入居者、ご家族の希望・意向を尊重し、看取りを含め適切な援助を行う。
- ・ 感染症発生時は、各部署との連絡・連携を図り、感染拡大防止に努める。必要に応じてマニュアルの見直し、改訂を行う。
- ・ ご入居者に対して、尊敬の念を持ち、誠実な態度、言葉づかいで接する。
- ・ 他職種との連携、情報交換を行い、統一した援助を行う。

3 職員の資質向上

- ・ 職員間で相互に協力し、情報交換、意見交換を行う。
- ・ 業務の簡素化、効率化を図る。
- ・ 介護計画立案に際し、医療及び看護の面からの助言を行う。
- ・ 自己研修に努め、会議の場で報告を行い、職員間の知識向上に努める。
- ・ 挨拶を心掛け、職員同士が発言しやすい環境作りに努める。

【栄 養 士】

1 基本方針

ご入居者・ご利用者の健康を維持する栄養バランスのとれた安全な食事であるとともに、ご入居者・ご利用者が食べる楽しみを感じられる家庭的で心のこもった食事の提供を目指す。

2 具体的内容

- ・ 他職種との連携により、ご入居者・ご利用者の状態を正確に把握し、体調に応じた適切な食事を提供する。
- ・ ご入居者のニーズに沿った栄養ケア計画を作成し、計画に基づいたサービスを提供する。
また状態が変化した際には、適切に栄養ケア計画を変更する。
- ・ 衛生管理を徹底し、食中毒の防止に努め、安全な食事を提供する。
- ・ 委託会社の見直しを含め、よりよい食事サービスを提供できるよう努める。また、委託会社と連携を図り、ご入居者・ご利用者目線での献立作成を心掛ける。
- ・ 季節を感じられる行事食や、バイキング、喫茶サービスを定期的に行い、いつもと違う雰囲気です食事をさせていただくことで、ご利用者に食べる楽しみを感じていただく。
- ・ ご利用者が一緒に参加できる食事作り、おやつ作りをご利用者の希望を取り入れながら定期的に行う。

【桃山台ホームデイサービスセンター】

1 基本方針

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業への的確な対応、及び、対象ご利用者への説明・相談等を適切に行う。
- ・ ご利用者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、生活機能の維持・向上を目指す。
- ・ ご利用者やご家族との信頼関係を築き、関わりを大切にすることにより、安心して過ごして頂けるデイサービスを目指す。

2 具体的内容

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業で必要な書類の整備、及び、事業に関する情報収集、ご利用者への説明等を適切に行う。
- ・ 生活機能の維持・向上のため、個々のご利用者に合わせた機能訓練を計画し実施する。
- ・ ご家族、ケアマネジャー等との連絡を密にし、ご利用者の情報を共有し、適切な支援を行う。また、ご家族参加の行事を開催し、ご家族からの要望や意見、在宅での様子等情報収集が行える場を作る。
- ・ 環境整備を行うとともに常に声かけや見守りをする事で、ご利用者に安心して過ごして頂ける空間作りを行う。

3 主な行事予定

4月 お花見	10月 運動会	2月 節分
5月 ピクニック	11月 ドライブ	3月 ひな祭り
8月 夏祭り	12月 クリスマス会	
9月 喫茶外出	1月 初詣、新年会	

4 職員の技術及び資質向上について

- ・ 職員一人一人が介護職員という自覚を持ち、日頃より情報の収集を行い、知識・技術の向上が図れるよう、下記の項目についての勉強会を行う。

*緊急時・非常災害時の対応

*感染症・食中毒の防止

*プライバシーの保護

*身体拘束の廃止・高齢者虐待防止

*利用者の健康管理

*事故事例・再発防止

*認知症の対応

*マニュアルの見直し

【グループホーム桃山台】

1 基本方針

- ・ 明るい家庭的な環境を心掛け、「その人らしく」個々のペースを守りながら心身の特性を踏まえ、笑顔で充実した生活が送れるよう支援する。
- ・ ご入居者に対し尊敬の念を忘れることなく、職員一人一人が「グループホーム」の在り方、「認知症」を理解し、専門職としての自覚と責任感を持ちご入居者に寄り添い統一した介護サービスが提供できるよう努める。

2 具体的内容

- ・ 家庭的な雰囲気や環境作りに努め、楽しく安心した生活が送れるよう支援する。ご入居者同士のコミュニケーションが図れるよう、職員が会話等の橋渡しができるよう努める。
- ・ 日々の生活の中で、個々にあったお手伝いをしてもらい生活の中で役割を持つことで、充実した日々を送ってもらうと共に残存機能の維持向上に努める。
- ・ 毎食前の口腔ケア体操の継続、近隣への散歩など体を動かすことで体力・筋力の低下防止に努める。
- ・ 四季に合わせた装飾をご入居者と作成・展示し、季節感を感じてもらおうと共に、作品を作ることで意欲的な時間を過ごしてもらえるように努める。
- ・ 外食や買い物など外出行事を企画し、外出することで気分転換を図れるよう支援する。
- ・ 個々の認知症状を理解・把握し、その方にあった対応が出来るように心掛ける。
- ・ 「自分史ノート」の記入を徹底する事により、職員のコミュニケーション力の向上を目指し、「自分史ノート」から個々の想いや希望を引き出し、ケアプランの作成に繋げる。
- ・ 日々の観察をしっかりと行い、かかりつけ医等とも連携を図り、体調の変化の早期発見に努める。施設内消毒を定期的に行い感染予防に努める。
- ・ ご入居者の様子を細めに面会時や電話・メールで連絡することで、ご家族との信頼関係が築けるよう努める。年4回グループホーム内機関紙を作成、普段のご入居者の様子を伝える。

3 地域との交流、連携

- ・ 運営推進会議を隔月に開催。活動状況を報告し出席者からの意見を聞くと共に、地域住民との連携が図れるよう努める。
- ・ 地域行事に参加すると共に、買い物、散歩等外出することで地域との交流を図る。
- ・ 特養やサテライト等の行事に参加することで、他部署の職員にもご入居者を知ってもらう。グループホーム内でも他部署が参加できる催しを企画し、災害等の緊急時に連携、協力出来るように努める。

4 職員の技術及び資質向上について

- ・ 認知症や専門分野に関する研修を随時行い、認知症を持つ人ではなくその人自身を理解するため知識・技術の向上に努める。又、高齢者虐待、身体拘束に関する研修

も随時行い、常に自身の勤務姿勢を振り返るよう努める。

5 主な行事

4月	お花見	9月	敬老会	1月	初詣
5月	外出	10月	外出	2月	節分
6月	外出	11月	紅葉ドライブ	3月	ひな祭り
7月	七夕	12月	クリスマス会	ルミリエ	家族会
8月	地域の夏祭り参加				

(外出：大衆演劇・菊花展等ご入居者の希望を聞き外出を企画予定)

【桃山台居宅介護支援事業所】

1 基本方針

- ① 介護や支援が必要になった方が、その有する能力に応じて日常生活を送ることができるように、適切な介護サービスを利用できるよう支援する。
- ② 担当件数については、居宅介護支援取扱件数上限の40件（認定調査員は20件）を目標に新規ケースの受入を積極的に行う。
- ③ 事業所内での情報の共有と連携を行い、専門的な知識の向上に取り組む。
- ④ 認定調査を行う際には、公平かつ厳正に行い守秘義務を厳守する。

2 具体的内容

- ① ・アセスメントやモニタリングにおいては、ご利用者宅を訪問し、ご利用者やご家族と面談して行う。
 - ・ご利用者やご家族が抱える問題を明らかにし、自立を支援する視点をもって解決すべき課題の把握に努める。
 - ・ご利用者、ご家族の生活に対する意向を十分にふまえた居宅サービス計画を作成する。
 - ・居宅サービス計画書の目標に沿ってサービスが提供されるようにサービス事業所との連絡調整を行い、必要に応じて見直し変更など行う。
 - ・定期的にサービス担当者会議を行い、多職種や主治医と連携しチームアプローチに取り組んでいく。
- ② ・入院や施設入所などにより担当ケースの増減があるために、仕事量の状況を判断しながら新規の担当ケースを受ける。

特にあんしんすこやかセンター併設の居宅介護支援事業所としての役割を意識し、困難ケースなども連携して担当していく。

月ごとの調査件数を把握した上で、調査に支障の無いようにする。
- ③ ・毎朝と毎月行うミーティングで情報を共有することでチームワークの向上を目指す。
 - ・研修会に積極的に参加するとともに、参加した者からの報告を受け専門知識を自ら研鑽して習得する。
 - ・職員の異動に伴い、新人ケアマネジャーが1日でも早く戦力として活躍できるように指導し、ご利用者に不利益のないように協力していく。
 - ・あんしんすこやかセンターの主催する地域ケア会議に参加し地域の情報を収集し、関係機関等と相互の連携を高めネットワークを構築していく。
- ④ ・公正かつ的確に行う。
 - ・調査票が届き次第、調査日時の調整を行い、速やかに調査を実施する。

【桃山台あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）】

1 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業の内容を理解し、相談者に分かりやすく説明できるようにし、スムーズに移行できるようにする。

地域に開かれたセンターを目指し、センターの広報を継続する。

2 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間で連携して早期にそして継続的に支援する。つつじが丘とベルデ名谷で、寸劇を通して高齢者虐待の広報啓発を行う。

成年後見制度については職員の説明力の向上を目指す。必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。老人クラブを対象として、地域住民にわかりやすいよう寸劇をとり入れる等工夫した広報を継続し、制度についての認知度を広げる。関係者には理解を深められるよう広報する。

消費者被害を未然に防ぐため、昼食会で毎月情報提供する他、地域へ出向き広報を行い注意の意識を高める。また、関係者にも定期的に被害情報等について情報提供を行う。

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

関係機関、地域のインフォーマルサービス等の情報収集を幅広く行い、リストを作成する。情報は随時更新し、関係者からの問い合わせがあった際には最新の情報が提供できるようにする。

既存の地域ケア会議を年2～3回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、連携しやすい関係を構築する。また、既存の会議とは別に、ベルデ名谷地域とつつじが丘地域で各1回以上開催する。困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し事例検討会を開催する。

圏域内で、介護支援専門員対象に集いや勉強会を開催する。

介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

4 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。達成できる目標を高齢者と共に立案することで介護予防に取り組み、生活機能が維持向上できるような支援を行う。

毎月、地域の昼食会や喫茶等に出向き、生活機能の低下した高齢者を把握し、介護

予防の意識づけを行う。昨年度に引き続き介護予防寸劇を4地域で実施する。
介護認定非該当者や介護保険サービス未利用者に対し、生活機能が低下しないよう定期的に電話や訪問等でフォローを行う。

5 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、神戸市・垂水区の生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、高齢化の進む地域を中心に新たな友愛訪問グループの立ち上げやコミュニティ作りの支援を行う。

また、28年度からの下畑町石畳体操教室・ベルデ名谷住民交流会が自主運営へ移行となったが、支援者の要望もあり、29年度も引き続き後方支援を行う。

また、新たなコミュニティ作りの支援として、ベルデ名谷地域の集いの場を検討する。地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者ができるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

6 認知症に関する取り組みについて

認知症についての理解を深めてもらえるように認知症サポーター養成講座を桃山台中学1年生と桃山台地域住民対象に開催する。

また、徘徊高齢者SOS模擬訓練をつつじが丘(第6回)と桃山台(第3回)で実施する。介護リフレッシュ教室の内容や広報の仕方を工夫するとともにケアマネジャーにも参加してもらい、介護者の参加者が増えるよう取り組む。

自助グループ(介護家族の会「息抜きタイム」)の運営・開催の後援を行う。

神戸市安心登録事業については、認知症サポーター養成講座や徘徊高齢者SOS模擬訓練の際に広報・啓発を行う。

7 民生委員等地域との連携について

地域行事に参加するとともに、新たなコミュニティ作りの企画・運営の支援を行う。

民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。

また地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に対しては、早期対応・早期解決に努める。

地域ケア会議へ参加してもらい、より連携しやすい関係作りを行う。

8 医療機関との連携について

病院(医院)・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し、高齢者の心身状況に合った支援を行う。

地域ケア会議に医師や歯科医師、薬剤師・病院関係者等に参加してもらい、連携しやすい関係作りを行う。

9 その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。高齢者がよく立ち寄る場所へ再度出向きセンターの場所と役割を理解してもらえるよう、関係性を深められるように努める。

桃山台・つつじが丘ふれまちとはより連携を強化できるようにする。地域ケア会議へ

の参加や徘徊高齢者SOS模擬訓練への参加を通し、自治会とも連携を図っていく。社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットたるみ）と連携し、ベルデ名谷の地域行事に参加し、地域住民間の交流・活性化の支援を行う。

- 10 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について
適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。
要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらう。